

産業構造改革・雇用対策本部 中間とりまとめ

（平成13年6月26日
産業構造改革・雇用対策本部決定）

21世紀を迎え、我が国は、バブル崩壊後の経済の停滞状態から決別し真に豊かな国を構築するか、国全体が地盤沈下していくかの重大な岐路に立っている。

今まさに求められているのは、不良債権の最終処理などの「過去の清算」と、21世紀にふさわしい競争的経済システムの構築という「未来への挑戦」の両面から構造改革を断行することである。その際、不良債権の最終処理などを進めていく過程で懸念される雇用情勢の変化に的確に対応し、痛みを乗り越えて改革を断行していくことが重要である。

このため、産業構造改革・雇用対策本部において、聖域なき構造改革を断行するという哲学の下、全閣僚の叡知を結集し、

新市場、新産業の育成による雇用創出

人材育成・能力開発の推進

安心して働ける就業環境の整備

労働市場の構造改革に適した雇用面のセーフティネットの整備

について、具体的な施策の実現に向けて精力的に検討を行い、今回、その基本的な方向性について中間とりまとめを行った。

政府としては、この中間とりまとめで示した方向性に基づき、成長の源泉となるイノベーションの基盤整備、重点戦略分野での研究開発、ベンチャーの振興を実施するとともに、各分野での規制・制度改革などにより新たな市場と雇用を創出していく。さらに、能力開発の推進、多様な雇用形態の整備、円滑な就業の促進など、雇用システムの改革とセーフティネットの整備を推進していく。

なお、この中間とりまとめの内容を具体的施策に結実するため、我が国企業における国際競争力の向上及び新規雇用の創出という観点も含め、引き続き項目の洗い出しを徹底して行うとともに、制度改革等、必要となる施策の内容の更なる具体化、スケジュールの明確化に鋭意取り組み、本年9月を目途に、総合的な政策パッケージをまとめ、新市場・雇用創出のための対策を決定する。